

令和 7 年 12 月議会市長定例記者会見

日 時 令和 7 年 11 月 25 日（火）

午前 11 時～

会 場 401 会議室

1 補正予算

No.	タイトル	担当課
1－1	各会計予算規模（令和 7 年度）	財政課
1－2	12 月補正予算（案）の概要	財政課

2 条例案件

No.	タイトル	担当課
2	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等について	人事課
3	下水道使用料等の改定について	ガス水道局 経営企画課
4	ガス料金の改定について	ガス水道局 経営企画課
5	公の施設の使用料や開館時間などの見直しに伴う条例の一部改正について	資産活用課

各 会 計 予 算 規 模 （ 令 和 7 年 度 ）

配 布 資 料	
資料No.	1 - 1
担当課	財政課

(単位:千円、%)

会 計		令和6年度 当初予算額 A	令和7年度 当初予算額 B	前年度 当初比 B/A	現計予算額	9月26日 専決予算額	10月8日 専決予算額	12月補正 予算額 (案)	12月補正後予算額 (案) C	今年度 当初比 C/B
一 般 会 計		102,319,037	102,567,754	0.2	104,481,998	35,665	77,365	1,355,121	105,950,149	3.3
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	16,206,850	16,196,831	▲ 0.1	16,230,731			18,446	16,249,177	0.3
	診 療 所	408,685	399,321	▲ 2.3	399,321			▲ 9,381	389,940	▲ 2.3
	介 護 保 険	24,113,044	24,299,117	0.8	24,580,363			7,247	24,587,610	1.2
	後 期 高 齢 者 医 療	2,769,440	2,844,679	2.7	2,860,582				2,860,582	0.6
事 業 会 計	病 院 事 業	3,360,712	4,229,334	25.8	4,229,334			604	4,229,938	0.0
	ガ ス 事 業	10,537,136	10,077,231	▲ 4.4	10,077,231			▲ 4,967	10,072,264	▲ 0.0
	水 道 事 業	12,396,052	12,465,269	0.6	13,763,569			▲ 3,959	13,759,610	10.4
	下 水 道 事 業	20,546,590	21,736,414	5.8	21,736,414			11,771	21,748,185	0.1
合 計		192,657,546	194,815,950	1.1	198,359,543	35,665	77,365	1,374,882	199,847,455	2.6

配 布 資 料	
資料No.	1 - 2
担当課	財政課

1 2月補正予算（案）の概要

〔単位：千円〕

■ 一般会計 1,355,121千円

予算規模（補正前 104,595,028千円 → 補正後 105,950,149千円）

◆ 歳 入

① 国庫支出金（ 14,187,857 → 14,192,326 ） 4,469 千円

特別障害者手当等給付費負担金 2,627 千円

未熟児養育医療給付事業負担金 1,842 千円

② 県支出金（ 7,300,642 → 7,377,024 ） 76,382 千円

未熟児養育医療給付事業負担金 921 千円

みどり計画実践加速化支援事業費補助金 2,496 千円

農林水産業総合振興事業費補助金 12,284 千円

農地面的集積促進事業費補助金 677 千円

埋設農薬適正処理事業補助金 22,554 千円

小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金 11,400 千円

令和7年発生農地、農業用施設災害復旧事業補助金 26,050 千円

③ 繰入金（ 2,405,118 → 3,522,788 ） 1,117,670 千円

財政調整基金繰入金 1,117,670 千円

④ 市債（ 6,182,782 → 6,339,382 ） 156,600 千円

リージョンプラザ上越改修事業 124,000 千円

河川防災事業 11,400 千円

小学校統合事業 7,800 千円

令和7年発生農地、農業用施設災害復旧事業 13,400 千円

◆ 歳 出

① 国県支出金等還付金 53,539 千円
（一般財源 53,539）

国県支出金等還付金が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。

② 庁舎等管理費 7,906 千円
（一般財源 7,906）

光熱水費等に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの。

- ③ リージョンプラザ上越施設整備事業 繰越明許 137,830 千円
(市債 124,000、一般財源 13,830)
- 経年劣化した動力制御盤等の更新に係る経費を増額するもの。
- ④ 介護保険特別会計繰出金 6,279 千円
(一般財源 6,279)
- 介護保険特別会計における、介護保険事務処理システムの改修経費に係る繰出金を増額するもの。
(このほか、職員給与費等の整理に伴う繰出金の増減あり)
- ⑤ 特別障害者手当給付等事業 3,502 千円
(国庫支出金 2,627、一般財源 875)
- 特別障害者手当等給付費が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑥ 未熟児養育医療給付事業 4,409 千円
(国庫支出金 1,842、県支出金 921、一般財源 1,646)
- 未熟児養育医療費給付費が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑦ 脱炭素社会推進事業 4,333 千円
(一般財源 4,333)
- 脱炭素住宅推進補助金の申請件数が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑧ 自然循環型農業推進事業 2,496 千円
(県支出金 2,496)
- 県の補助事業を活用し、化学肥料から有機質資材等への転換など、特別栽培農産物等の生産拡大を支援するため、所要額を増額するもの。
- ⑨ 水田農業推進事業 12,284 千円
(県支出金 12,284)
- 県の補助事業を活用し、燃油の使用量低減に資する農業用機械の導入費の一部を支援するため、所要額を増額するもの。
- ⑩ 担い手育成確保支援事業 677 千円
(県支出金 677)
- 農地中間管理機構を活用し、農地の集積や集約に取り組む地域が変更となったことから、機構集積協力金を増額するもの。
- ⑪ 埋設農薬適正処理事業 30,072 千円
(県支出金 22,554、一般財源 7,518)
- 富岡地内で実施している埋設農薬掘削・無害化処理委託について、掘削土や地下水の量等が当初の見込みを上回り、処理経費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの。
- ⑫ 中小企業融資支援事業 13,920 千円
(一般財源 13,920)
- 信用保証協会保証料補助金及び物価高騰等対策利子補給補助金の申請が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑬ 渇水対策支援費 414,926 千円
(一般財源 414,926)
- 今夏の渇水に伴い、水道水の原水確保等に要した経費の一部を水道事業会計に繰り出すとともに、市の温浴施設の無料開放に要した経費を指定管理者に補填するため、所要額を増額するもの。

- ⑭ 小学校施設管理費 54,901 千円
(一般財源 54,901)
- 光熱水費等に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの。
- ⑮ 小学校統合事業 繰越明許 17,556 千円
(市債 7,800、一般財源 9,756)
- 柿崎区内小学校の統合に向けて、統合後の校舎等として使用する柿崎小学校の校舎及び体育館の改修工事に係る実施設計費を増額するもの。
- ⑯ 市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ管理運営費 3,765 千円
(一般財源 3,765)
- 光熱水費等に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの。
- ⑰ 高田図書館管理運営費 788 千円
(一般財源 788)
- 光熱水費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの。
- ⑱ 学校給食費 79,238 千円
(一般財源 79,238)
- 物価高騰の影響を受け、市立小中学校及び幼稚園の給食食材費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの。
- ⑲ 農地、農業用施設災害復旧費 繰越明許 45,500 千円
(県支出金 26,050、市債 13,400、一般財源 6,050)
- 9月3日の大雨により被災した下宇山地内及び吉川区長坂地内の農地、農業用施設の復旧に要する経費を増額するもの。
- ⑳ 河川災害復旧費 繰越明許 22,847 千円
(県支出金 11,400、市債 11,400、一般財源 47)
- 9月3日の大雨により被災した五智五丁目地内の民家に隣接する斜面の復旧に要する経費を増額するもの。
- ㉑ 地方債利子 14,569 千円
(一般財源 14,569)
- 市債の一部において利率の見直しが行われ、当該利率が上昇したことから、年度内に所要となる地方債利子を増額するもの。

また、人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合及び一般職の職員の給料月額を引き上げるなどの給与改定を実施するとともに、人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。(特別会計への繰出金を含む)

◎ 債務負担行為(追加)

- 松くい虫対策事業
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 36,861 千円
- 道路維持費(市道外側線の計画的修繕)
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 26,208 千円
- 道路維持費(市道舗装の計画的修繕)
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 481,385 千円
- 除雪費(除雪機械購入費)
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 471,455 千円

◎ 債務負担行為(変更)

観光物産宣伝推進委託料

期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 7,031 千円

観桜会事業補助金

期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 95,027 千円

■ 国民健康保険特別会計 …………… 18,446千円

予算規模（補正前 16,230,731 千円 → 補正後 16,249,177 千円）

一般会計と同様に、給与改定及び人事異動に伴う職員給与費等を整理するもの。
また、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金及び保険給付費等交付金の
精算額の確定に伴い償還金を増額するもの。

◆ 歳 入

・ 繰入金（ 1,281,788 → 1,300,234 ） …………… 18,446 千円

◆ 歳 出

・ 総務費（ 195,296 → 201,358 ） …………… 6,062 千円
・ 諸支出金（ 130,196 → 142,580 ） …………… 12,384 千円

■ 診療所特別会計 …………… ▲9,381千円

予算規模（補正前 399,321 千円 → 補正後 389,940 千円）

一般会計と同様に、給与改定及び人事異動に伴う職員給与費等を整理するもの。

◆ 歳 入

・ 繰入金（ 174,575 → 165,194 ） …………… ▲ 9,381 千円

◆ 歳 出

・ 総務費（ 303,767 → 294,386 ） …………… ▲ 9,381 千円

■ 介護保険特別会計 …………… 7,247千円

予算規模（補正前 24,580,363 千円 → 補正後 24,587,610 千円）

一般会計と同様に、給与改定及び人事異動に伴う職員給与費等を整理するもの。
また、令和7年度税制改正に伴う介護保険料に係る介護保険事務処理システムの改修
経費を増額するもの。

◆ 歳 入

・ 国庫支出金（ 5,766,509 → 5,767,477 ） …………… 968 千円
・ 繰入金（ 3,675,350 → 3,681,629 ） …………… 6,279 千円

◆ 歳 出

・ 総務費（ 470,654 → 477,901 ） …………… 7,247 千円

■ 病院事業会計 604千円

予算規模（補正前 4,229,334千円 → 補正後 4,229,938千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、職員の給与改定等を行うもの。

◆ 収益的支出

- ・ 病院事業費用（3,327,063 → 3,327,667） 604 千円

■ ガス事業会計 ▲4,967千円

予算規模（補正前 10,077,231千円 → 補正後 10,072,264千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、企業職員の給与改定及び人事異動に伴う職員給与費等を整理するもの。

また、令和8年度に予定するガス工事について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 収益的支出

- ・ ガス事業費用（8,701,222 → 8,701,068） ▲ 154 千円

◆ 資本的支出

- ・ 資本的支出（1,376,009 → 1,371,196） ▲ 4,813 千円

◎ 債務負担行為(追加)

ガス管入替工事

期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 255,546 千円

ガス管撤去工事

期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 10,733 千円

■ 水道事業会計 ▲3,959千円

予算規模（補正前 13,763,569千円 → 補正後 13,759,610千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、ガス水道事業管理者及び企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動に伴う職員給与費等を整理するもの。

また、令和8年度に予定する水道工事について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するほか、今夏の渇水対策に要した経費の財源として、一般会計繰入金を増額するもの。

◆ 収益的収入

- ・ 水道事業収益（6,508,993 → 6,857,774） 348,781 千円

◆ 収益的支出

- ・ 水道事業費用（7,018,222 → 7,014,339） ▲ 3,883 千円

◆ 資本的支出

- ・ 資本的支出（6,745,347 → 6,745,271） ▲ 76 千円

◎ 債務負担行為(追加)

水道管入替工事
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 730,246 千円

水道管撤去工事
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 11,107 千円

■ 下水道事業会計 11,771千円

予算規模（補正前 21,736,414千円 → 補正後 21,748,185千円）
※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、企業職員の給与改定及び人事異動に伴う職員給与費等を整理するもの。
また、令和8年度に予定する下水道工事について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 収益的收入

・ 下水道事業収益（ 9,286,585 → 9,293,411 ） 6,826 千円

◆ 収益的支出

・ 下水道事業費用（ 9,008,848 → 9,015,674 ） 6,826 千円

◆ 資本的收入

・ 下水道事業資本的收入（ 10,512,085 → 10,517,030 ） 4,945 千円

◆ 資本的支出

・ 下水道事業資本的支出（ 12,727,566 → 12,732,511 ） 4,945 千円

◎ 債務負担行為(追加)

下水道管渠工事
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 574,541 千円

舗装工事
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 92,048 千円

ガス水道管移転補償費
期 間 令和7年度から令和8年度まで
限度額 104,835 千円

9月26日付専決補正予算の概要

■ 一般会計 35,665千円

予算規模（補正前 104,481,998 千円 → 補正後 104,517,663 千円）

10月19日告示、10月26日投開票の上越市長選挙とあわせて上越市議会議員補欠選挙が執行される見通しとなったことから、補正予算を専決処分したもの。

◆ 歳 入

① 繰入金（2,369,453 → 2,405,118）

35,665 千円

財政調整基金繰入金

35,665 千円

◆ 歳 出

① 上越市議会議員補欠選挙費

35,665 千円

（一般財源 35,665）

10月8日付専決補正予算の概要

■ 一般会計 77,365千円

予算規模（補正前 104,517,663千円 → 補正後 104,595,028千円）

定額減税補足給付金の対象者の一部において、給付額の支払い不足が生じたことから、国の交付金を活用し、追加給付を行うため、補正予算を専決処分したもの。

◆ 歳 入

① 国庫支出金（14,110,492 → 14,187,857）

77,365 千円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

77,365 千円

◆ 歳 出

① 定額減税補足給付金事業

77,365 千円

（国庫支出金 77,365）

配 布 資 料	
資料No.	2
担当課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等について

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員及び特別職の給与改定を行うもの。

2 令和7年度給与改定の内容

(1) 一般職の職員

- ① 給料月額は、平均で約2.8%引上げ
 - ・若年層に重点を置いた全年齢層の給料月額の引上げ（6,906円～14,899円増）
 - ・大卒初任給は10,979円増（220,000円→230,979円）
 - ・高卒初任給は11,418円増（188,000円→199,418円）
 - ② ボーナスは、0.05月分引上げ
 - ・年間の期末・勤勉手当の支給割合を年4.6月から4.65月に引上げ
（再任用職員は年2.4月から2.45月に引上げ）
 - ③ 通勤手当の改定
 - ・手当の月額を引上げ（100円～3,500円増）
- ※ 正規職員1人当たりの年間給与（給料及びボーナス）は平均で約17万円増

(2) 特別職（議員、市長、副市長、教育長及びガス水道事業管理者）

- ボーナスは、0.05月分引上げ
 - ・年間の期末手当の支給割合を3.45月から3.5月に引上げ
- ※ 年間の給与は議長3.2万円増、市長5.8万円増、副市長4.4万円増

(3) 施行期日

規則で定める日（適用日は令和7年4月1日）

3 給与改定による職員人件費の補正額（ガス水道局の職員を含む）

- ・補正額 424,110千円

配 布 資 料	
資料No.	3
担当課	ガス水道局経営企画課

下水道使用料等の改定について

1 改定理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、下水道使用料、排水処理施設使用料及び浄化槽使用料を改定するもの。

2 改定内容

(1) 下水道使用料・排水処理施設使用料 (消費税込み)

区 分	汚水の排除量	改定前	改定後
一般汚水			
基本使用料 (1 月当たり)	0 m ³ から 5 m ³ まで	1,669.80 円	1,822.90 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	6 m ³ から 10 m ³ まで	86.90 円	94.80 円
	11 m ³ から 20 m ³ まで	210.10 円	229.30 円
	21 m ³ から 30 m ³ まで	238.70 円	260.50 円
	31 m ³ から 100 m ³ まで	284.90 円	311.00 円
	101 m ³ 以上	346.50 円	378.20 円
公衆浴場汚水 ※	1 m ³ 当たり	78.10 円	85.20 円
平均改定率		9.13%	

※公衆浴場汚水は下水道使用料のみ規定

＜参考＞上越市の一般家庭における 1 か月の平均的な排除量（18 m³）での料金比較
(消費税込み)

区分	改定前	改定後	差 引
基本料金＋超過使用料	3,785 円	4,131 円	346 円

(2) 浄化槽使用料 (1 月当たり) (消費税込み)

浄化槽の規模 ※	改定前	改定後
5 人槽	4,323 円	4,770 円
6～7 人槽	4,741 円	5,134 円
8～10 人槽	5,808 円	6,252 円
平均改定率	8.53%	

※浄化槽使用料は規模別定額制

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

配 布 資 料	
資料No.	4
担当課	ガス水道局経営企画課

ガス料金の改定について

1 改定理由

原料ガス購入価格の改定に伴い、全ての原価を見直し、令和8年度から都市ガス料金を改定するもの。

また、液化石油ガス事業の今後の収支見通しを踏まえ、全ての原価を見直し、令和8年度から液化石油ガス料金を改定するもの。

2 改定内容

(1) 都市ガス料金

(改定前)

(消費税込み)

使用量の区分	基本料金 (1 月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	374.00 円	177.99 円	基準単位料金 ± 0.075 円 × 原料価 格変動額 / 100 円 × 1.10
25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円	176.22 円	
150 m ³ 超	638.00 円	174.76 円	

(改定後)

(消費税込み)

使用量の区分	基本料金 (1 月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	704.00 円	158.57 円	基準単位料金 ± 0.077 円 × 原料価 格変動額 / 100 円 × 1.10
25 m ³ 超 150 m ³ 以下	781.00 円	155.51 円	
150 m ³ 超	1,188.00 円	152.81 円	

・実質平均改定率 9.55%

※実質平均改定率は、改定後の原料ガス購入費用の基準となる令和7年2月分の調整単位料金により算定した現行料金と改定後料金を比較した改定率

＜参考＞上越市の一般家庭における1か月の平均的な使用量（31 m³）での料金比較

令和7年2月分の調整単位料金により算定した現行料金と改定後料金の比較

(消費税込み)

区分	改定前	改定後	比較
基本料金+基準（調整）単位料金	5,100 円	5,601 円	501 円

(2) 液化石油ガス料金

(改定前)

(消費税込み)

使用量の区分	基本料金 (1 月当たり)	従量料金
2 m ³ 以下	1, 122. 00 円	—
2 m ³ 超	1, 122. 00 円	2 m ³ を超える使用量につき 1 m ³ 当たり 495. 00 円

(改定後)

(消費税込み)

基本料金 (1 月当たり)	従量料金 (1 m ³ 当たり)	設備料金
1, 254. 00 円	528. 00 円	—

＜参考＞上越市の一般家庭における 1 か月の平均的な使用量（6 m³）での料金比較

(消費税込み)

区分	改定前	改定後	比較	
基本料金+従量料金	3, 102 円	4, 422 円	1, 320 円	42. 55%

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

配 布 資 料	
資料No.	5
担当課	資産活用課

公の施設の使用料や開館時間などの見直しに伴う条例の一部改正について

1 見直しの考え方

(1) 使用料等

次に該当する公の施設について、近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることを踏まえ、使用料等を見直すための条例の一部改正を行うもの

- ・ エネルギー価格や労務費の高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- ・ 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- ・ 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- ・ 地域振興を目的に、主に市外や県外の利用者を想定している施設
- ・ 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 開館時間等

(1)の使用料等を見直す施設を中心に、施設の利用実態等を踏まえ、開館時間や休館日などを見直すための条例の一部改正を行うもの

2 使用料等の見直し予定施設（施設ごとに条例の一部改正を行うもの）

用途	施設 カテゴリー	施設名	所管課	見直し	
				使用料等	開館時間・ 休館日等
観光・ レクリエ ーション 施設	観光施設	キュービットバレイスキー場	観光振興課	○	○
	日帰り温浴 施設	上越リゾートセンターくろみ家族園	福祉課	○	
		吉川ゆったりの郷	観光振興課	○	○
		大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館	観光振興課	○	○
	宿泊温浴 施設	ゆきだるま温泉久比岐野	観光振興課	○	○
		うみてらす名立	観光振興課	○	○
		牧湯の里深山荘	観光振興課	○	○
		柿崎マリンホテルハマナス	観光振興課	○	○
		板倉保養センター	観光振興課	○	○
	交流宿泊 施設	月影の郷	農村振興課	○	
		六夜山荘	農村振興課	○	
		大島庄屋の家	観光振興課	○	○
		吉川スカイトピア遊ランド	観光振興課	○	○
	飲食施設	ヨーデル金谷	観光振興課		○
	キャンプ場	南葉高原キャンプ場	農林水産整備課	○	○
		菖蒲高原緑地休養広場	農林水産整備課	○	○
社会教育 系施設	博物館・文化 歴史関係施設	上越市立水族博物館	教育総務課	○	
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園	観光振興課	○	○

3 今後のスケジュール

令和 7 年市議会 12 月定例会での条例改正議案の議決後、利用者等への周知を図った上で、令和 8 年 4 月からの施行を目指す。

また、これら以外の施設の使用料や開館時間などについても見直しを検討し、令和 9 年 4 月からの施行を目指す。